

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

今月は年金相談所の  
開設はありません

## 国民年金保険料は口座振替が お得です

次回は1月11日(木)です。

完全予約制

### ○国民年金保険料の口座振替(国民年金前納割引制度)について

国民年金保険料の口座振替を利用することで、振替方法に応じて保険料が割引されます。また、保険料の支払い忘れを防ぐことができます。

保険料の納め忘れや未納の状態、万一、不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。

### ○振替方法別割引額(参考:令和5年度分)

| 振替方法  | 1回当たりの納付額 | 割引額     | 2年分に換算した割引額 | 振替日        |
|-------|-----------|---------|-------------|------------|
| 2年前納  | 385,900円  | 16,100円 | —           | 4月末日       |
| 1年前納  | 194,090円  | 4,150円  | 8,300円      | 4月末日       |
| 6か月前納 | 97,990円   | 1,130円  | 4,520円      | 4月末日・10月末日 |
| 当月末振替 | 16,470円   | 50円     | 1,200円      | 当月末日       |
| 翌月末振替 | 16,520円   | なし      | なし          | 翌月末日       |

※令和6年度分の保険料割引額および保険料の振替日等については、変更になる可能性があります。

#### 【口座振替の申込方法・期限(令和6年度分)】

- ・2年前納、1年前納、6か月前納(4月～9月分までの保険料)の申込期限は、令和6年2月末日までです(期限を過ぎて申込んだ場合、翌年分から振替となります)。
- ・6か月前納(10月～翌年3月分までの保険料)の申込期限は、令和6年8月末日までです。
- ・当月末振替および翌月末振替の申込みは、随時受付しています。

※令和5年度分の保険料の2年前納、1年前納および6か月前納の申し込みは、すでに終了しています。

※国民年金保険料の一部免除を受けている方は、口座振替をご利用いただけません。

#### 【申込先・必要なもの】

- ・申込先 住民生活課社会係・落部支所・熊石総合支所住民サービス課
- ・必要なもの 金融機関の届出印、基礎年金番号通知書や年金手帳など基礎年金番号が確認できるもの、金融機関の預貯金通帳(口座番号など記入時に使用します)

※申込期限は役場への提出期限ではなく年金機構での事務処理完了の期限ですので、必ず余裕をもって申込みください。

### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

|         |   |          |                                    |
|---------|---|----------|------------------------------------|
| ◆問い合わせ先 | 請求手続きや届け出など                                   | ねんきんダイヤル | ☎0570-05-1165                      |
| 函館年金事務所 | ・加入手続きや納入相談など(国民年金課)<br>・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室) |          | ☎0138-31-9086<br>※アナウンスに従いおかけください。 |
| 役場窓口    | 住民生活課社会係<br>熊石総合支所住民サービス課                     |          | ☎0137-62-2112<br>☎01398-2-3111     |

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。